

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	大麻取締法	法令の番号	昭和23年第124号				
不利益処分の種類	大麻取扱者の免許取消	根拠条項	第18条				
処 分 基 準	<p>次の事項に該当した場合には、大麻取扱者の免許を取消することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">大麻取扱者が、その業務に関し犯罪又は不正の行為をしたとき。</p>						
	対応区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	目次 NO